

概要版

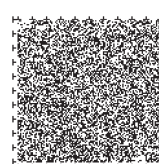
瀬戸市障害者福祉基本計画【第7次】

瀬戸市障害者計画（第7期）

瀬戸市障害福祉計画（第7期）・瀬戸市障害児福祉計画（第3期）



令和6年3月
瀬戸市



1 計画策定の趣旨

我が国では、国内法の整備を経て、平成26年1月に国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准され、その後も障害者に係る法律・制度の改正が進められていく中で、平成30年には条約を批准した後に初めてとなる『第4次障害者基本計画』が策定され、障害者の社会への参加・参画に向けた施策の一層の推進を図るための施策が展開されてきました。

本市においても、国や県の障害者制度の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、「瀬戸市障害者基本計画（第6次）」を策定し、障害者施策を総合的・計画的に推進、障害者福祉の向上を目指してきました。

令和5年度をもって「瀬戸市障害者計画（第6期）・瀬戸市障害福祉計画（第6期）・瀬戸市障害児福祉計画（第2期）」の計画期間が満了することから、市民のニーズ等を踏まえつつ、これまでの取組を点検し、新たな「瀬戸市障害者計画（第7期）・瀬戸市障害福祉計画（第7期）・瀬戸市障害児福祉計画（第3期）」を一体的に推進するため「瀬戸市障害者福祉基本計画【第7次】」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

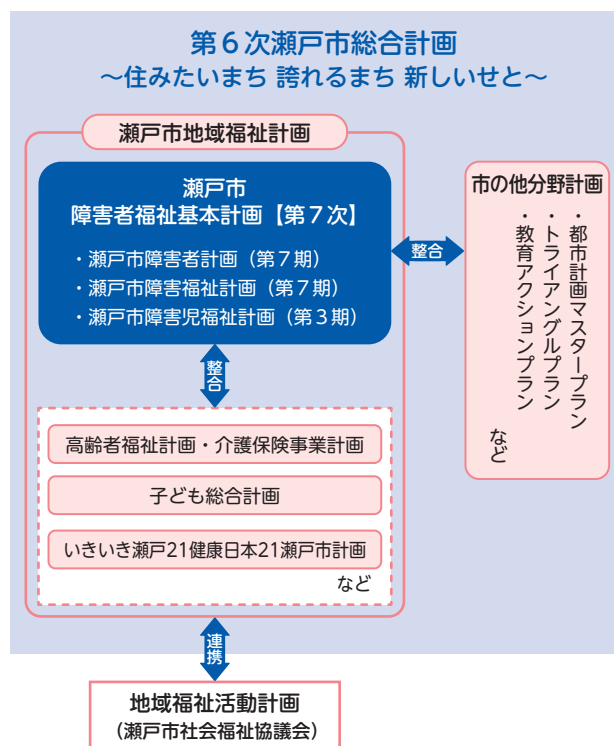
（1）関連計画

本計画は、「第6次瀬戸市総合計画」、「瀬戸市地域福祉計画」を上位計画として位置づけ、瀬戸市における障害者施策や障害福祉サービス、障害児支援の拡充の方向性を定めるものです。また、高齢福祉分野や子育て分野等、他の関連個別計画との整合性を保つ計画とします。

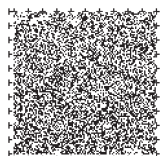
（2）計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とした計画です。「障害者計画」は令和11年度までの6年間、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は令和8年度までの3年間の計画期間としています。

また、国の障害福祉施策の大幅な見直し等が行われた場合や社会情勢、市民ニーズの変化に応じ、計画期間内でも必要に応じて改訂することがあります。



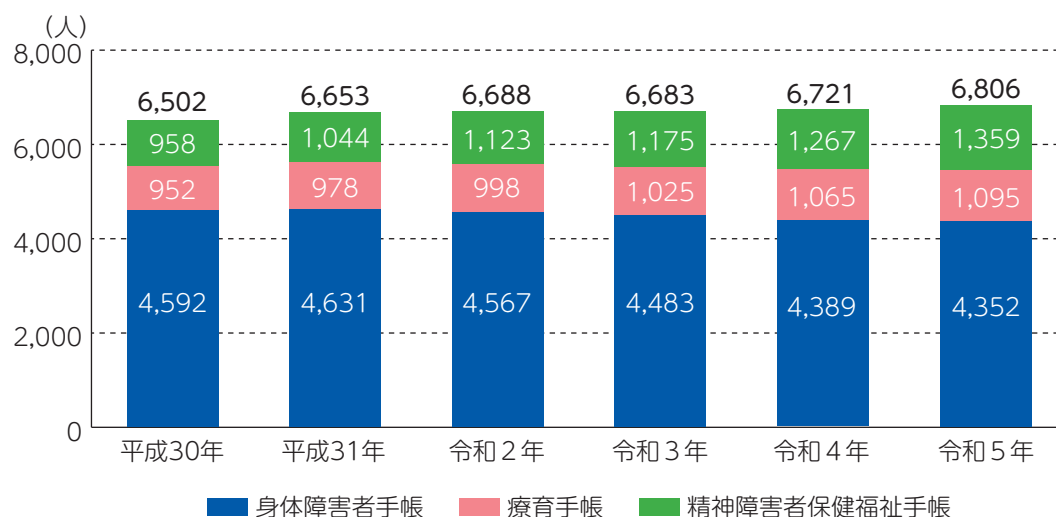
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者福祉基本計画	第7次					
障害者計画	第7期					
障害福祉計画	第7期			第8期		
障害児福祉計画	第3期			第4期		



3 障害者数の推移

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

特に精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年から令和5年にかけて401人増加しています。



4 障害者計画（第7期）の基本理念

本市では、「瀬戸市障害者福祉基本計画（第6次）」において、「まっとうつながろまい！せと ～障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会の実現～」を基本理念とし、3つの基本目標として「本人を中心とした一貫した支援体制の整備」「自立に向けたチャレンジの支援」「安心して生活できる環境の整備」を掲げ、福祉施策の推進を図ってきました。

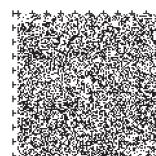
本計画においても、基本理念は継承しつつ、本市の障害者を取り巻く環境の変化やアンケートで得られた様々な課題、国の指針等を踏まえ、本市が目指す、誰もが安心して生活できる「全世代型地域包括ケアシステム」が構築した地域づくりに向け、新たに4つの基本目標を定めました。

本計画でも「まっとうつながろまい！せと」を合言葉に、瀬戸市の障害福祉の向上を図っていきます。

基本理念

まっとうつながろまい！せと

～障害のある人もない人も分け隔てられることなく、
お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会の実現～



5 障害者計画（第7期）の基本目標と施策の体系

基本目標1 いつまでも地域でいきいきと暮らせるまちづくり

多くの障害のある人は、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていくことを望んでいます。家族との暮らしを希望する人もいれば、一人暮らしやグループホームでの暮らしを希望する人もおり、希望する暮らし方は様々です。アンケートの意見では、住み慣れた地域で暮らすために必要なこととして、在宅福祉サービスの利用しやすさや地域の人たちの障害についての理解、専門的な支援の体制等が上位に挙げられていました。

こうした意見を踏まえた上で、地域で今後も安心して生活続けられるよう、相談支援の充実、親亡き後を見据えた地域生活支援拠点の充実等、すべての人が、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる地域づくり、全世代型地域包括ケアシステム構築を推進していきます。

また、障害者等の経済的自立に向けた就労、充実した毎日を送るための文化芸術活動やスポーツ活動等、本人が望む生活スタイルを実現するための支援も推進していきます。

施策

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 親亡き後の支援体制の構築
- (3) 障害者雇用の啓発と就労支援の充実
- (4) 障害福祉の充実
- (5) 保健・医療サービスの充実
- (6) 障害者の生涯学習活動の推進

基本目標2 子どもが個性豊かに輝く福祉と教育のまちづくり

障害のある子どもたちの主体的な発達と共生の支援を円滑に行うためには早期発見・早期支援が重要となります。そのため、障害者一人ひとりの状態に寄り添う最良の支援になるよう、保健・保育・医療・教育・福祉等の連携強化に取り組んでいきます。

また、支援の入り口である相談体制を整え、児童発達支援センターを中心とした支援体制の充実を図ります。

施策

- (1) 早期療育と療育支援体制の充実
- (2) 多様な個性やニーズに応じた教育の推進
- (3) 障害児福祉の充実

基本目標3 障害理解を推進するまちづくり

基本理念にも掲げたように、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しあいながら、共に生きる社会を目指す必要があります。そのため、幼い頃からの福祉教育や市民に対する障害への正しい知識の普及・啓発、人権教育等を積極的に行います。また、地域住民が参加するボランティア活動などの活性化を図ります。

さらには、障害者に対する社会のあらゆる場面での差別解消を進めるとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供を推進していきます。

施策

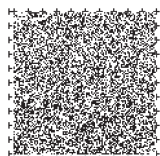
- (1) 差別解消と権利擁護の推進
- (2) 虐待防止体制の構築
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 地域における見守り体制の推進

基本目標4 安全・安心のまちづくり

障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安全に、安心して暮らしていきたいという思いは市民の共通の願いです。そのため、自分らしい生活を送ることができるよう相談体制の充実とともに、居住環境、情報取得や意思疎通支援等の充実を図ります。また、防災体制については平時より準備を進め、災害等の緊急時にも地域で支え合うまちづくりを推進します。

施策

- (1) 生活環境の支援
- (2) 情報取得や意思疎通の支援
- (3) 防災体制の整備



6 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）

▶成果目標

国の基本指針に基づき、令和8年度を目標年度として、主に次の項目について目標を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

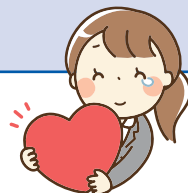
本市の目標設定

- 国の基本指針を本市に当てはめ、令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数71人のうち、**5人（7.0%）**が地域での生活に移行することを目標とします。
- 令和8年度末時点の施設入所者数は、令和4年度末の施設入所者71人から**4人（5.6%）減少**することを目標とします。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市の目標設定

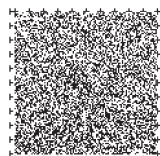
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）の設定については、県との調整の結果、本市の**基盤整備量（利用者数）は2人**とし、令和8年度末の長期入院患者数の目標を87人とします。



（3）地域生活支援の充実

本市の目標設定

- 地域生活支援拠点等の整備については、令和4年3月31日に設置し、令和4年度より運用を開始しています。また、機能充実の取組としてコーディネーターを**1人**設置、運用状況の検証及び検討を**年1回**行うことを目標とします。
- 強度行動障害がある方に関しては、その状況や支援ニーズの把握に努め、地域の関係機関が連携した支援体制の整備に向けた検討を行っていきます。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

本市の目標設定

- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は、国の基本指針を踏まえ、令和3年度の移行実績35人の**1.28倍である45人**を目標とします。
また、サービス種別の目標人数は以下とします。
 - ・就労移行支援事業：令和3年度の移行実績27人の**1.31倍である35人**
 - ・就労継続支援A型事業：令和3年度の移行実績7人の**1.29倍である9人**
 - ・就労継続支援B型事業：令和3年度の移行実績が0人のため**1人**
- 一般就労移行者が5割以上の就労移行支援事業所数を**全体の100%である1か所**を目標とします。
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度末実績25人の**1.41倍である35人**を目標とします。
- 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数を**全体の100%である1か所**を目標とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

本市の目標設定

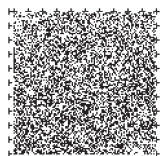
- 本市では、瀬戸市障がい者相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を行っています。そのため、今後は相談支援体制の強化を目指します。



(6) 障害児支援の提供体制の整備等

本市の目標設定

- 平成30年に瀬戸市児童発達支援センターを設置しています。引き続き、個々の児童の特性や置かれた環境に合わせた適切で切れ目のない支援を目指します。
- 現状、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制は未整備ですが、国の基本指針を踏まえ、関係機関と連携し体制の整備に努めます。
- 主に重症心身障害児を支援する事業所については、整備実績を踏まえ、**児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所5か所**の確保を目標とします。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場はすでに設置しているため、引き続き関係機関等との連携を図っていきます。
- 医療的ケア児支援調整コーディネーターについては、**13人**の設置を目標とします。



▶ 障害福祉サービスの見込み

訪問系サービス		第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	136	136	136
	延時間数/月	1,485	1,485	1,485
重度訪問介護	人/月	4	4	4
	延時間数/月	105	105	105
同行援護	人/月	20	20	20
	延時間数/月	151	151	151
行動援護	人/月	17	19	21
	延時間数/月	220	242	266
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0
	延時間数/月	0	0	0

居住系サービス		第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	166	169	172
うち重度障害者	人/月	33	34	35
施設入所支援	人/月	71	71	71
自立生活援助	人/月	2	2	2

相談支援		第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	62	67	72
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0

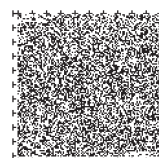
日中活動系サービス		第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	278	285	291
	延日数/月	5,566	5,804	6,052
うち重度障害者	人/月	114	115	116
	延日数/月	2,341	2,372	2,403
自立訓練 （機能訓練）	人/月	5	6	8
	延日数/月	40	50	60
自立訓練 （生活訓練）	人/月	27	27	27
	延日数/月	154	154	154
就労選択支援 【新規】	人/月	—	20	20
	延日数/月	—	15	15
就労移行支援	人/月	84	94	105
	延日数/月	785	876	977
就労継続支援 （A型）	人/月	126	127	128
	延日数/月	2,227	2,328	2,434
就労継続支援 （B型）	人/月	238	261	287
	延日数/月	4,027	4,430	4,873
就労定着支援	人/月	27	28	29
療養介護	人/月	10	10	10
短期入所 （福祉型）	人/月	51	55	59
	延日数/月	207	244	288
うち重度障害者	人/月	23	25	26
	延日数/月	110	117	124
短期入所 （医療型）	人/月	11	12	13
	延日数/月	22	24	27
うち重度障害者	人/月	6	6	7
	延日数/月	11	12	14

訪問系サービス及び日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の推進に向けて、必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

▶ 障害児通所支援等の見込み

障害児通所支援等		第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	100	100	100
	延日数/月	920	920	920
放課後等 デイサービス	人/月	366	391	418
	延日数/月	4,462	4,797	5,158
保育所等 訪問支援	人/月	1	1	1
	延日数/月	5	5	5
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0
	延日数/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	45	54	66

障害児が必要な支援を受けることができるよう、関係機関と連携を図り、サービス提供体制の整備、資質向上に努め、必要なサービス供給量の確保に努めます。



▶地域生活支援事業の見込量

障害者が、有する能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、障害者の自己決定を尊重した地域生活支援事業を実施します。

必須事業			第7期（見込み）		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有
相談支援事業	一般相談支援事業	か所	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		人/年	18	20	22
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件/年	160	160	160
	要約筆記者派遣事業	件/年	23	23	23
	手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	10	10	10
	自立生活支援用具	件/年	15	15	15
	在宅療養等支援用具	件/年	26	26	26
	情報・意思疎通支援用具	件/年	34	38	42
	排せつ管理支援用具	件/年	2,280	2,291	2,303
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	7	7	7
手話奉仕員養成研修事業		人/年	16	16	16
移動支援事業		人/年	814	814	814
		時間/年	5,928	5,928	5,928
地域活動支援センター事業		人/年	938	938	938
		人日/年	18,528	18,528	18,528

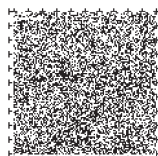
任意事業		第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	1,294	1,294	1,294
	人日/年	14,350	14,350	14,350
訪問入浴サービス事業	人/年	168	168	168
	人日/年	1,210	1,210	1,210
レクリエーション活動等支援事業	回/年	1	1	1
社会参加促進事業	団体	2	2	2
点字・声の広報等発行事業（発行回数）	回/年	12	12	12
自動車運転免許取得助成事業	件/年	1	1	1
自動車改造助成事業	件/年	3	3	3

《概要版》

瀬戸市 障害者福祉基本計画【第7次】

瀬戸市障害者計画（第7期）

瀬戸市障害福祉計画（第7期）・瀬戸市障害児福祉計画（第3期）



発行／瀬戸市（令和6年3月） 編集／瀬戸市健康福祉部社会福祉課

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64-1

TEL (0561) 82-2612 FAX (0561) 82-2615